

厚木市監査委員公表第4号

平成31年1月16日に提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

平成31年2月7日

厚木市監査委員 下嶋和美

厚木市監査委員 渡邊毅弘

厚木市監査委員 越智一久

【請求】

住民監査請求書

厚木市監査委員殿

平成 31 年 1 月 16 日

請求人 住所 (略)
氏名 (略)

平成 30 年 12 月の 8 休日における

小林市長の公用車私的使用の違法行為の監査を求める

1. 地方自治法第 242 条は、「地方公共団体の住民は、当該地方公共団体の長について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の管理があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為でこうむった損害を補填するために必要な措置を講すべきことを請求することができる。」と定めています。

2. 請求人は、平成 30 年 12 月の休日数 8 日に於いて、小林常良市長が公用車（市長専用車）を私的目的のため違法に使用し、そのため厚木市職員を休日出勤させ、彼らへの休日出勤手当及び時間外労働手当の支出と、公用車の燃料費支出のため厚木市財務会計上に損害を与えた事実について、証拠書類を添えて、監査委員に

監査を請求するものです。

3. 証拠書類①は、平成30年12月の8休日の「市長専用車の運転日報」です。運転手名と走行距離が分ります。

証拠書類②は、当該月の8休日の市長専用車の「運転手の出勤簿」です。運転手の出退勤時間と労働時間が分ります。

証拠書類③は、当該月の8休日の市長に随行した「秘書課員の出勤簿」です。随行秘書課員の出退勤時間と労働時間が分ります。

上記の証拠書類①②③を集計して、監査用に表にしてみました。

平成30年12月の8休日における市長専用車の運転状況

月／日曜	運転手	出勤 退勤	秘書課員	出勤 退勤	走行距離
12／01 土	A 運転手 早朝出勤 6時間22分勤務	07:18 13:40	A 秘書課職員 早朝出勤 9時間21分勤務	07:21 16:42	56km
12／02 日	B 運転手 早朝出勤 5時間50分勤務	07:20 13:10	B 秘書課職員 4時間12分勤務	08:58 13:10	42km
12／08 土	A 運転手 早朝出勤 残業 13時間32分勤務	07:01 20:33	A 秘書課職員 残業 10時間17分勤務	11:56 22:13	70km

12/09 日	B 運転手 早朝出勤 残業 11時間 50分勤務	07:50 19:40	C 秘書課職員 早朝出勤 残業 13時間 46分勤務	05:55 19:41	105km
12/15 土	A 運転手 早朝出勤 残業 13時間 11分勤務	07:42 20:53	D 秘書課職員 早朝出勤 残業 12時間 57分勤務	07:38 20:35	78km
12/16 日	C 運転手 早朝出勤 7時間 00分勤務	08:10 15:10	E 秘書課職員 早朝出勤 8時間 17分勤務	07:17 15:34	33km
12/22 土	A 運転手 残業 10時間 28分勤務	10:07 20:35	B 秘書課職員 4時間 14分勤務	11:26 15:40	70km
12/23 日	B 運転手 早朝出勤 残業 12時間 20分勤務	08:20 20:40	C 秘書課職員 早朝出勤 残業 13時間 11分勤務	07:58 21:09	59km

4. 上記の表で分るとおり、小林常良市長は平成 30 年 12 月の 8 休日において、自己の私的目的のために、公用車（市長専用車）を違法に使用し、厚木市職員に「休日勤務」を強い、彼らへの休日出勤手当及び時間外労働手当の支払いと、ガソリン代支払いのために、厚木市の財務会計上に多大の損害を与えていました。

また、この公有財産である公用車（市長専用車）の私的使用は、公有財産の私物化であり、「公用車利用権」の市長による「横領」

であります。

5. 請求人は、証拠書類①②③を添えて、監査委員に対して、監査を求め、厚木市がこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求します。

以 上

以上 原文のとおり。

なお、事実証明書の添付は省略いたします。

【監査結果】

平成31年2月5日

○○○○様

厚木市監査委員 下嶋和美

厚木市監査委員 渡邊毅弘

厚木市監査委員 越智一久

厚木市職員措置請求について(通知)

平成31年1月16日付けで受け付けた住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、請求の要件を審査した結果、次の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求としての要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるとき、これらを証する書面（以下「事実証明書」とする。）を添え、普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において、請求人は「小林常良市長は平成30年12月の8休日において、自己の私的目的のために、公用車（市長専用車）を違法に使用し、厚木市職員に「休日勤務」を強い、彼らへの休日出勤手当及び時間外労働手当の支払いと、ガソリン代支払いのために、厚木市の財務会計上に多大の損害を与えています。また、この公有財産である公用車（市長専用車）の私的使用は、公有財産の私物化であり、「公用車利用権」の市長による「横領」であります。」と主張している。

ところで、「監査請求書には、事実を証する書面を添付しなければならないとされているが（法第242条第1項）、その趣旨は、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで住民監査請求がされる弊害や住民監査請求が乱発される弊害を防止することにある」（平成21年6月30日大阪高裁判決）とされている。

本件請求に添付されている事実証明書をみたところ、市長専用車の運行記録及び自動車運転員と秘書課職員が当該期間の休日に出退勤した事実は確認ができるものの、市長が、当該期間の休日に市長専用車を自己の私的目的のために違法に使用した事実を裏付ける証拠が具体的に示されていない。

以上を鑑みると、財務会計上の行為の違法性又は不当性を適示しているとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適当である。

担当 監査事務局監査係
電話 225-2730(直通)